



鳥取県公報

平成17年 3月23日(水)

号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------------|---|
| 規 則 | 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(14) (長寿社会課)..... 2 |
| | 鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(15)(産業技術センター)..... 6 |
| 教委規則 | 教育職員の免許状に関する規則及び鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を 改正する規則(6)(障害児教育室)..... 6 |

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

- (1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分(以下「区分」という。)のうち、A階層からC9階層まで及び1階層から18階層までの使用料の額を100円引き下げるとともに、C10階層及びD階層並びに19階層から22階層までの使用料の額を200円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
- (2) 区分のうち、D階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額を4,074,721円以上(現行4,077,361円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額を4,074,720円以下(現行4,077,360円以下)に引き下げることとした。(附則別表、別表関係)

2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘について、1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行し、1(1)〔2において同様とする場合を含む。〕は、平成16年4月1日から適用することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 鳥取県産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の使用料を加えることとした。(別表関係)

| 区 分 | | 単 位 | 金 額 |
|------|-----------|--------|--------|
| 分析機械 | 蛍光X線分析装置 | 1時間につき | 770円 |
| 測定機械 | 高精度三次元測定機 | 1時間につき | 1,850円 |

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第14号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--------|---|----------|----------|--------|---|----------|----------|
| 附則別表 | | | | 附則別表 | | | |
| 区 分 | | 金額(1人月額) | | 区 分 | | 金額(1人月額) | |
| | | 大居室 | 小居室 | | | 大居室 | 小居室 |
| A 階層 | 市町村民税を納付することを要しない者 | 61.210円 | 60.210円 | A 階層 | 市町村民税を納付することを要しない者 | 61.310円 | 60.310円 |
| B 階層 | 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者 | 66.210円 | 65.210円 | B 階層 | 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者 | 66.310円 | 65.310円 |
| C 1 階層 | 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者 | 71.210円 | 70.210円 | C 1 階層 | 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者 | 71.310円 | 70.310円 |
| C 2 階層 | 7,300円以下の所得税を納付することを要する者 | 76.210円 | 75.210円 | C 2 階層 | 7,300円以下の所得税を納付することを要する者 | 76.310円 | 75.310円 |
| C 3 階層 | 7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者 | 81.210円 | 80.210円 | C 3 階層 | 7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者 | 81.310円 | 80.310円 |
| C 4 階層 | 14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 86.210円 | 85.210円 | C 4 階層 | 14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 86.310円 | 85.310円 |
| C 5 階層 | 22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者 | 91.210円 | 90.210円 | C 5 階層 | 22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者 | 91.310円 | 90.310円 |
| C 6 階層 | 29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 96.210円 | 95.210円 | C 6 階層 | 29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 96.310円 | 95.310円 |
| C 7 階層 | 37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者 | 101.210円 | 100.210円 | C 7 階層 | 37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者 | 101.310円 | 100.310円 |
| C 8 階層 | 44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 106.210円 | 105.210円 | C 8 階層 | 44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 106.310円 | 105.310円 |
| C 9 階層 | 52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者 | 111.210円 | 110.210円 | C 9 階層 | 52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者 | 111.310円 | 110.310円 |
| C 10階層 | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者 | 159.710円 | 158.710円 | C 10階層 | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者 | 159.910円 | 158.910円 |

| | | | |
|-----|------------------------|----------|----------|
| D階層 | 対象収入額が4,074,721円以上である者 | 160,270円 | 159,270円 |
|-----|------------------------|----------|----------|

備考 略

別表（第6条の2関係）

| 区 分 | 金額（1人月額） | 金額（1人月額） | |
|------|-------------------------------------|----------|----------|
| | | 大居室 | 小居室 |
| 1階層 | 対象収入額が1,500,000円以下であるとき | 61,210円 | 60,210円 |
| 2階層 | 対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき | 64,210円 | 63,210円 |
| 3階層 | 対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき | 67,210円 | 66,210円 |
| 4階層 | 対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき | 70,210円 | 69,210円 |
| 5階層 | 対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき | 73,210円 | 72,210円 |
| 6階層 | 対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき | 76,210円 | 75,210円 |
| 7階層 | 対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき | 81,210円 | 80,210円 |
| 8階層 | 対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき | 86,210円 | 85,210円 |
| 9階層 | 対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき | 91,210円 | 90,210円 |
| 10階層 | 対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき | 96,210円 | 95,210円 |
| 11階層 | 対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき | 101,210円 | 100,210円 |
| 12階層 | 対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき | 108,210円 | 107,210円 |
| 13階層 | 対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき | 115,210円 | 114,210円 |
| 14階層 | 対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき | 122,210円 | 121,210円 |
| 15階層 | 対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき | 129,210円 | 128,210円 |
| 16階層 | 対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき | 136,210円 | 135,210円 |
| 17階層 | 対象収入額が3,000,001円以上3,100,000円以下であるとき | 144,210円 | 143,210円 |
| 18階層 | 対象収入額が3,100,001円以上3,200,000円以下であるとき | 152,210円 | 151,210円 |
| 19階層 | 対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |
| 20階層 | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |
| 21階層 | 対象収入額が3,400,001円以上4,074,720円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |

| | | | |
|-----|------------------------|----------|----------|
| D階層 | 対象収入額が4,077,361円以上である者 | 160,470円 | 159,470円 |
|-----|------------------------|----------|----------|

備考 略

別表（第6条の2関係）

| 区 分 | 金額（1人月額） | 金額（1人月額） | |
|------|-------------------------------------|----------|----------|
| | | 大居室 | 小居室 |
| 1階層 | 対象収入額が1,500,000円以下であるとき | 61,310円 | 60,310円 |
| 2階層 | 対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき | 64,310円 | 63,310円 |
| 3階層 | 対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき | 67,310円 | 66,310円 |
| 4階層 | 対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき | 70,310円 | 69,310円 |
| 5階層 | 対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき | 73,310円 | 72,310円 |
| 6階層 | 対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき | 76,310円 | 75,310円 |
| 7階層 | 対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき | 81,310円 | 80,310円 |
| 8階層 | 対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき | 86,310円 | 85,310円 |
| 9階層 | 対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき | 91,310円 | 90,310円 |
| 10階層 | 対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき | 96,310円 | 95,310円 |
| 11階層 | 対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき | 101,310円 | 100,310円 |
| 12階層 | 対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき | 108,310円 | 107,310円 |
| 13階層 | 対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき | 115,310円 | 114,310円 |
| 14階層 | 対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき | 122,310円 | 121,310円 |
| 15階層 | 対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき | 129,310円 | 128,310円 |
| 16階層 | 対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき | 136,310円 | 135,310円 |
| 17階層 | 対象収入額が3,000,001円以上3,100,000円以下であるとき | 144,310円 | 143,310円 |
| 18階層 | 対象収入額が3,100,001円以上3,200,000円以下であるとき | 152,310円 | 151,310円 |
| 19階層 | 対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |
| 20階層 | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |
| 21階層 | 対象収入額が3,400,001円以上4,077,360円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |

| | | | | | | | |
|------|-------------------------|----------|----------|------|-------------------------|----------|----------|
| 22階層 | 対象収入額が4,074,721円以上であるとき | 160,270円 | 159,270円 | 22階層 | 対象収入額が4,077,361円以上であるとき | 160,470円 | 159,470円 |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------|---|----------|----------|-------|---|----------|----------|
| 附則別表 | | | | 附則別表 | | | |
| 区 分 | | 金額(1人月額) | | 区 分 | | 金額(1人月額) | |
| | | 大居室 | 小居室 | | | 大居室 | 小居室 |
| A階層 | 市町村民税を納付することを要しない者 | 61,210円 | 60,210円 | A階層 | 市町村民税を納付することを要しない者 | 61,310円 | 60,310円 |
| B階層 | 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者 | 66,210円 | 65,210円 | B階層 | 市町村民税のうち均等割のみ納付することを要する者 | 66,310円 | 65,310円 |
| C1階層 | 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者 | 71,210円 | 70,210円 | C1階層 | 市町村民税のうち所得割を納付することを要し、かつ、所得税を納付することを要しない者 | 71,310円 | 70,310円 |
| C2階層 | 7,300円以下の所得税を納付することを要する者 | 76,210円 | 75,210円 | C2階層 | 7,300円以下の所得税を納付することを要する者 | 76,310円 | 75,310円 |
| C3階層 | 7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者 | 81,210円 | 80,210円 | C3階層 | 7,301円以上14,900円以下の所得税を納付することを要する者 | 81,310円 | 80,310円 |
| C4階層 | 14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 86,210円 | 85,210円 | C4階層 | 14,901円以上22,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 86,310円 | 85,310円 |
| C5階層 | 22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者 | 91,210円 | 90,210円 | C5階層 | 22,201円以上29,700円以下の所得税を納付することを要する者 | 91,310円 | 90,310円 |
| C6階層 | 29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 96,210円 | 95,210円 | C6階層 | 29,701円以上37,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 96,310円 | 95,310円 |
| C7階層 | 37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者 | 101,210円 | 100,210円 | C7階層 | 37,201円以上44,600円以下の所得税を納付することを要する者 | 101,310円 | 100,310円 |
| C8階層 | 44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 106,210円 | 105,210円 | C8階層 | 44,601円以上52,200円以下の所得税を納付することを要する者 | 106,310円 | 105,310円 |
| C9階層 | 52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者 | 111,210円 | 110,210円 | C9階層 | 52,201円以上59,800円以下の所得税を納付することを要する者 | 111,310円 | 110,310円 |
| C10階層 | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者 | 159,710円 | 158,710円 | C10階層 | 59,801円以上の所得税を納付することを要する者 | 159,910円 | 158,910円 |
| D階層 | 対象収入額が4,074,721円以上である者 | 160,040円 | 159,040円 | D階層 | 対象収入額が4,077,361円以上である者 | 160,240円 | 159,240円 |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | |

別表(第5条関係)

| 区 分 | | 金額(1人月額) | |
|-----|-------------------------------------|----------|---------|
| | | 大居室 | 小居室 |
| 1階層 | 対象収入額が1,500,000円以下であるとき | 61,210円 | 60,210円 |
| 2階層 | 対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき | 64,210円 | 63,210円 |

別表(第5条関係)

| 区 分 | | 金額(1人月額) | |
|-----|-------------------------------------|----------|---------|
| | | 大居室 | 小居室 |
| 1階層 | 対象収入額が1,500,000円以下であるとき | 61,310円 | 60,310円 |
| 2階層 | 対象収入額が1,500,001円以上1,600,000円以下であるとき | 64,310円 | 63,310円 |

| | | | |
|------|-------------------------------------|----------|----------|
| 3階層 | 対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき | 67,210円 | 66,210円 |
| 4階層 | 対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき | 70,210円 | 69,210円 |
| 5階層 | 対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき | 73,210円 | 72,210円 |
| 6階層 | 対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき | 76,210円 | 75,210円 |
| 7階層 | 対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき | 81,210円 | 80,210円 |
| 8階層 | 対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき | 86,210円 | 85,210円 |
| 9階層 | 対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき | 91,210円 | 90,210円 |
| 10階層 | 対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき | 96,210円 | 95,210円 |
| 11階層 | 対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき | 101,210円 | 100,210円 |
| 12階層 | 対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき | 108,210円 | 107,210円 |
| 13階層 | 対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき | 115,210円 | 114,210円 |
| 14階層 | 対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき | 122,210円 | 121,210円 |
| 15階層 | 対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき | 129,210円 | 128,210円 |
| 16階層 | 対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき | 136,210円 | 135,210円 |
| 17階層 | 対象収入額が3,000,001円以上3,100,000円以下であるとき | 144,210円 | 143,210円 |
| 18階層 | 対象収入額が3,100,001円以上3,200,000円以下であるとき | 152,210円 | 151,210円 |
| 19階層 | 対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |
| 20階層 | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |
| 21階層 | 対象収入額が3,400,001円以上4,074,720円以下であるとき | 159,710円 | 158,710円 |
| 22階層 | 対象収入額が4,074,721円以上であるとき | 160,040円 | 159,040円 |

備考 略

| | | | |
|------|-------------------------------------|----------|----------|
| 3階層 | 対象収入額が1,600,001円以上1,700,000円以下であるとき | 67,310円 | 66,310円 |
| 4階層 | 対象収入額が1,700,001円以上1,800,000円以下であるとき | 70,310円 | 69,310円 |
| 5階層 | 対象収入額が1,800,001円以上1,900,000円以下であるとき | 73,310円 | 72,310円 |
| 6階層 | 対象収入額が1,900,001円以上2,000,000円以下であるとき | 76,310円 | 75,310円 |
| 7階層 | 対象収入額が2,000,001円以上2,100,000円以下であるとき | 81,310円 | 80,310円 |
| 8階層 | 対象収入額が2,100,001円以上2,200,000円以下であるとき | 86,310円 | 85,310円 |
| 9階層 | 対象収入額が2,200,001円以上2,300,000円以下であるとき | 91,310円 | 90,310円 |
| 10階層 | 対象収入額が2,300,001円以上2,400,000円以下であるとき | 96,310円 | 95,310円 |
| 11階層 | 対象収入額が2,400,001円以上2,500,000円以下であるとき | 101,310円 | 100,310円 |
| 12階層 | 対象収入額が2,500,001円以上2,600,000円以下であるとき | 108,310円 | 107,310円 |
| 13階層 | 対象収入額が2,600,001円以上2,700,000円以下であるとき | 115,310円 | 114,310円 |
| 14階層 | 対象収入額が2,700,001円以上2,800,000円以下であるとき | 122,310円 | 121,310円 |
| 15階層 | 対象収入額が2,800,001円以上2,900,000円以下であるとき | 129,310円 | 128,310円 |
| 16階層 | 対象収入額が2,900,001円以上3,000,000円以下であるとき | 136,310円 | 135,310円 |
| 17階層 | 対象収入額が3,000,001円以上3,100,000円以下であるとき | 144,310円 | 143,310円 |
| 18階層 | 対象収入額が3,100,001円以上3,200,000円以下であるとき | 152,310円 | 151,310円 |
| 19階層 | 対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |
| 20階層 | 対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |
| 21階層 | 対象収入額が3,400,001円以上4,077,360円以下であるとき | 159,910円 | 158,910円 |
| 22階層 | 対象収入額が4,077,361円以上であるとき | 160,240円 | 159,240円 |

備考 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則及び第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、対象収入額が4,074,721円以上4,077,360円以下である者に係る平成16年4月1日

からこの規則の施行の日までの使用料の額は、第1条の規定による改正前の鳥取県立岩井長者寮管理規則別表若しくは附則別表又は第2条の規定による改正前の鳥取県立福原荘管理規則別表若しくは附則別表に定める額とする。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第15号

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | | | |
|------------|------|-----------|------------|------------|--------|-----|---------|------------|------|
| 別表（第17条関係） | | | | 別表（第17条関係） | | | | | |
| | 区 分 | 単 位 | 金 額 | | 区 分 | 単 位 | 金 額 | | |
| 1 | 分析機械 | 略 | | 1 | 分析機械 | 略 | | | |
| | | 示差走査熱量計 | 1時間 につき | | 170円 | | 示差走査熱量計 | 1時間 につき | 170円 |
| | | 蛍光X線分析装置 | 1時間 につき | | 770円 | | | | |
| | 略 | | | | 略 | | | | |
| 3 | 測定機械 | 略 | | 3 | 測定機械 | 略 | | | |
| | | 三次元測定機 | 1時間 につき | | 680円 | | 三次元測定機 | 1時間 につき | 680円 |
| | | 高精度三次元測定機 | 1時間 につき | | 1,850円 | | | | |
| | | 略 | | | | 略 | | | |
| | 略 | | | | 略 | | | | |
| | 備考 略 | | | | 備考 略 | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則及び鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則及び鳥取県立盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び表の細目の表示に下線が引かれた号及び表の細目(以下この条において「移動号等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中号及び表の細目の表示に下線が引かれた号及び表の細目(以下この条において「移動後号等」という。)が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等(以下この条において「削除号等」という。)を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等(以下この条において「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「削除様式」という。)を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「追加様式」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号及び表の細目の表示、削除号等並びに削除様式を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び表の細目の表示、追加号等並びに追加様式を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|--|---|
| (普通免許状に係る教育職員検定の出願) | | (普通免許状に係る教育職員検定の出願) | |
| 第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。 | | 第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。 | |
| 1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定 | ア~カ 略 主 略 ク 人物等に関する調書(様式第7号) | 1 免許法第6条第1項の規定による教育職員検定 | ア~カ 略 キ 身体に関する証明書(様式第5号) ク 略 ケ 人物に関する調書(様式第7号) |
| 2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定 | ア及びイ 略 ウ 人物等に関する調書 | 2 免許法第6条第3項の規定による教育職員検定 | ア及びイ 略 ウ 身体に関する証明書 エ 人物に関する調書 |
| 3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定 | ア~ウ 略 エ 略 オ 人物等に関する調書 | 3 免許法附則第9項の表第2欄に掲げる基礎資格を有する者の同表第1欄に掲げる高等学校教諭の1種免許状に係る教育職員検定 | ア~ウ 略 エ 身体に関する証明書 オ 略 カ 人物に関する調書 |
| (従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願) | | (従前の規定による学校の卒業者等に係る教育職員検定の出願) | |
| 第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。 | | 第9条 施行法第2条第1項の表の上欄各号に掲げる者で、免許法第6条第1項の規定による教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。 | |
| (1) 略 | | (1) 略 | |
| (2) 略 | | (2) 身体に関する証明書 | |
| (3) 人物等に関する調書 | | (3) 略 | |
| (4) 略 | | (4) 人物に関する調書 | |
| (特別免許状に係る教育職員検定の出願) | | (特別免許状に係る教育職員検定の出願) | |
| 第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育 | | 第10条 特別免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育 | |

職員検定願に、次に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は学校長若しくは所属長が原本証明をした免許状、卒業証書等の写し
- (3) 略
- (4) 人物等に関する調書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者（以下この条において「受検者」という。）は、教育職員検定願に、次に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は学校長若しくは所属長が原本証明をした免許状、卒業証書等の写し
- (2) 略
- (3) 人物等に関する調書

2 受検者が免許法附則第7項の規定の適用を受ける者である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる書類並びに准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 受検者が教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者である場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類並びに実務（技術）に関する証明書を添付しなければならない。

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第12条 免許法第15条の規定により免許状の書換えを願い出ようとする者は、教育職員免許状書換願（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて授与権者に提出しなければならない。

- (1) 書換えを必要とする免許状
- (2) 身上異動証明書（様式9号の2）又は戸籍抄本

2 略

様式第1号（第2条 - 第4条関係）

| | |
|--|---------------|
| 教育職員免許状授与願 | |
| 鳥取県収入証紙はり付け欄 | |
| 本籍都道府県名 | |
| 現住所 | |
| （ふりがな） | |
| 氏 名 | Ⓜ |
| 生年月日 | |
| 私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。 | |
| 年 月 日 | |
| 鳥取県教育委員会 様 | |
| 記 | |
| 1 | 受けようとする免許状の種類 |
| 2 | 教科名 |

職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添えて、勤務しようとする学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 最終学校長の発行する学業成績証明書
- (4) 身体に関する証明書
- (5) 略
- (6) 人物に関する調書

2 略

(臨時免許状に係る教育職員検定の出願)

第11条 臨時免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に、次の各号に掲げる書類を添え、勤務する学校の校長を経由して授与権者（当該学校が市町村の設置する学校である場合にあっては、当該学校を所管する教育委員会）に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (2) 最終学校長の発行する学業成績証明書
- (3) 身体に関する証明書
- (4) 略
- (5) 人物に関する調書

2 免許法附則第7項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、前項第1号及び第2号の書類に替えて、准看護師又は看護師の免許証の写しを添付しなければならない。

3 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第20項及び第21項の規定の適用を受ける者で、教育職員検定を受けようとする者は、第1項第1号及び第2号の書類に替えて、実務（技術）に関する証明書を添付しなければならない。

(免許状の書換え又は再交付の出願)

第12条 免許法第15条の規定により免許状の書換えを願い出ようとする者は、教育職員免許状書換願（様式第9号）を授与権者に提出しなければならない。

2 略

様式第1号（第2条 - 第4条関係）

| | |
|--|---------------|
| 教育職員免許状授与願 | |
| 鳥取県収入証紙はり付け欄 | |
| 本籍都道府県名 | |
| 現住所 | |
| （ふりがな） | |
| 氏 名（性別） | Ⓜ（ ） |
| 生年月日 | |
| 私は、下記の教育職員免許状の授与を受けたいので、必要な書類を添えて願います。 | |
| 年 月 日 | |
| 鳥取県教育委員会 様 | |
| 記 | |
| 1 | 受けようとする免許状の種類 |
| 2 | 教科名 |

備考 略

様式第3号(第7条、第9条-第11条関係)

教育職員検定願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
現住所
(ふりがな)
氏 名 ㊟
生年月日

私は、下記の免許状に係る教育職員検定を受けたいので、必要な書類を添えて願ひ出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

1 受けようとする
免許状の種類
2 教 科 名

備考 略

様式第5号 削除

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

人物等に関する調書

現住所
氏 名
年 月 日生
記

1 人 物

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 評 定 | 指導力 | 責任感 | 判断力 | 誠実さ | 協調性 |
| 所 見 | | | | | |

2 身 体

備考 略

様式第3号(第7条、第9条-第11条関係)

教育職員検定願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
現住所
(ふりがな)
氏 名(性別) ㊟()
生年月日

私は、下記の免許状に係る教育職員検定を受けたいので、必要な書類を添えて願ひ出ます。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
記

1 受けようとする
免許状の種類
2 教 科 名

備考 略

様式第5号(第7条、第9条-第11条関係)

身体に関する証明書

現住所
氏 名
年 月 日生
記

| | |
|--------------------|--|
| 健 康 診 断 (就業の可否) | |
|--------------------|--|

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所(所在地)
医 療 機 関 名
医 師 氏 名 ㊟

備考 健康診断の欄は、問診及び聴診による診察により就業の可否を記入すること。(血液、尿、レントゲン、心電図等の検査は不要)

様式第7号(第7条、第9条-第11条関係)

人物に関する調書

現住所
氏 名
年 月 日生
記

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 評 定 | 指導力 | 責任感 | 判断力 | 誠実さ | 協調性 |
| 所 見 | | | | | |

-----と認めます。

上記のとおり証明します。
 年 月 日
 学校長
 氏 名 印
 (所属長)
 実務証明責任者 印

上記のとおり証明します。
 年 月 日
 学校長
 氏 名 印
 (所属長)
 実務証明責任者 印

備考 1 1の人物の評定の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
 2 2の身体の記載方法は、学校長の所見による就業の可否を記載すること。
 3 略

備考 1 評定の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。
 2 略

様式第8号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

教育職員免許状交付願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
 現住所
 (ふりがな)
 氏 名 印
 生年月日

私は、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により下記の免許状の交付を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
 記

1 受けようとする
 免許状の種類
 2 教 科 名

教育職員免許状交付願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
 現住所
 (ふりがな)
 氏 名(性別) 印()
 生年月日

私は、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により下記の免許状の交付を受けたいので、必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
 記

1 受けようとする
 免許状の種類
 2 教 科 名

備考 略

備考 略

様式第9号(第12条関係)

様式第9号(第12条関係)

教育職員免許状書換願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
 現住所
 (ふりがな)
 氏 名 印
 生年月日

私は、-----を変更したため、下記の免許状の書換えをしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
 記

1 免許状の種類及び番号
 2 教 科 名
 3 授与年月日
 4 授与権者名

教育職員免許状書換願

鳥取県収入証紙はり付け欄

本籍都道府県名
 現住所
 (ふりがな)
 氏 名(性別) 印()
 生年月日

私は、-----を変更したため、下記の免許状の書換えをしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願います。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様
 記

1 免許状の種類及び番号
 2 教 科 名
 3 授与年月日
 4 授与権者名

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 略
 - (2) 身上異動証明書又は戸籍抄本
- 2 略

様式第9号の2 (第12条関係)

身 上 異 動 証 明 書
現住所
氏 名
年 月 日生
記

| 年 月 日 | 事 項 |
|-------|-----|
| 年 月 日 | |
| 年 月 日 | |

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏 名 印

上記のとおり確認する。
年 月 日
学校長(所属長)氏 名 印

- 備考 1 本籍地の変更、改姓、改名等について記載すること。
2 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号 (第12条関係)

教育職員免許状再交付願

鳥取県収入証
紙はり付け欄

現住所
(ふりがな)
氏 名 印
生年月日

私は、免許状を(破損した・紛失した)ため、下記の免許状の再交付をしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願います。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
記

- 1 免許状の種類及び番号
- 2 教 科 名
- 3 授与年月日
- 4 授与権者名
- 5 紛失の理由

- 備考 1 破損した場合は、当該破損した免許状を添付すること。
2 紛失した場合は、5の紛失の理由を記載すること。
3 略

様式第19号 (第24条関係)

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 略
 - (2) 戸籍抄本
- 2 略

様式第10号 (第12条関係)

教育職員免許状再交付願

鳥取県収入証
紙はり付け欄

現住所
(ふりがな)
氏 名(性別) 印()
生年月日

私は、免許状を(破損した・紛失した)ため、下記の免許状の再交付をしていただきたいので、教育職員免許法第15条の規定により必要な書類を添えて願います。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
記

- 1 免許状の種類及び番号
- 2 教 科 名
- 3 授与年月日
- 4 授与権者名

- 備考 1 次に掲げる書類を添付すること。
(1) 破損した場合は、当該破損した免許状
(2) 紛失した場合は、紛失の理由を証明するに足る書類
2 略

様式第19号 (第24条関係)

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">免許状授与(交付)証明書交付申請書</p> <p style="text-align: center;">現 住 所 (ふりがな) 氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>私は_____のため、下記の免許状の授与(交付)証明書の交付を受けたいのをお願いします。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県教育委員会 様 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;">略</div> <p>備考 略</p> | <p style="text-align: center;">免許状授与(交付)証明書交付申請書</p> <p style="text-align: center;">現 住 所 (ふりがな) 氏 名(性別) ㊟() 生年月日</p> <p>私は_____のため、下記の免許状の授与(交付)証明書の交付を受けたいのをお願いします。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県教育委員会 様 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;">略</div> <p>備考 略</p> |
|---|--|

(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(休学又は退学)</p> <p>第21条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学しようとするときは、休学願(様式第4号)又は退学願(様式第5号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第22条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第6号)を校長に提出しなければならない。</p> | <p>(休学又は退学)</p> <p>第21条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学しようとするときは、休学願(様式第4号)又は退学願(様式第5号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。</u></p> <p>(復学)</p> <p>第22条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第6号)に復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> |

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 校長は、第1項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

様式第4号(第21条、第28条関係)

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号(第22条、第28条関係)

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 校長は、前項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

様式第4号(第21条、第28条関係)

略

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第6号(第22条、第28条関係)

略

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の教育職員の免許状に関する規則の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当規定により提出されたものとみなす。

